

【別紙③／業務委託規約】－現場調査・見積無料案件－

提携先企業並びに提携先企業の顧客及び会員に提供する業務のうち、見積無料案件の作業に関して、以下のとおり基本条件を定めるものとし、本別紙は業務委託規約（以下「原規約」といいます）に優先するものとしします。

第1条（業務委託規約の変更）

業務委託規約を次のとおり変更又は業務委託規約を次のとおり変更又は追加します。

（1）第2条第2項を変更します。

2. 本契約は、当社がネットワーク店に対し業務を委託することを保証するものではなく、またネットワーク店が当社から委託した業務を受託する義務を負うものではないこと 及び顧客からの申込みを保証するものではないことを確認します。

（2）第4条第3項を追加します。

3. 第1項の見積りは、すでにネットワーク店と顧客との間で契約を締結している場合、当該見積りを当該契約に代えることができるものとしします。

（3）第5条第3項、第4項を追加します。

3. ネットワーク店が作成した見積内容を当社に通知するものとし、当社及び顧客が承諾した場合、当該見積内容に基づき、前項に定める当社所定の方法にてネットワーク店に対して業務を発注するものとしします。この発注に対するネットワーク店の承諾をもって個別契約の成立としします。

4. 前項の見積りは、発注前行為までの業務は業務委託範囲外としします。

以上

制定 2023 年 5 月 1 日